

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 匝瑳市横芝光町消防組合で使用する電力の供給
- (2) 供給場所 千葉県匝瑳市八日市場ホ 7 1 5 番地
匝瑳市横芝光町消防組合消防本部及び匝瑳消防署

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- ② 供給電圧 6, 6 0 0 V
- ③ 計量電圧 6, 6 0 0 V
- ④ 標準周波数 5 0 H z
- ⑤ 受電方式 「別紙 1」のとおり
- ⑥ 受電設備総容量 「別紙 2」のとおり
- ⑦ 自家発電設備 「別紙 1」のとおり

(2) 予定契約電力・予定使用電力量

- ① 契約電力 「別紙 3」のとおり
ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- ② 年間予定使用電力量 「別紙 3」のとおり
※月別予定使用電力量は「別紙 3」のとおりとする。
- ③ 力率 1 0 0 %

(3) 履行期間

令和 3 年 9 月 1 日 0 時から令和 5 年 8 月 3 1 日 2 4 時まで

(4) 電力計の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 自動検針
- ウ 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 保安上の責任分界点等

- ア 需給地点 「別紙 1」のとおり
- イ 電気工作物の財産分界点 「別紙 1」のとおり
- ウ 保安上の責任分界点 「別紙 1」のとおり

3 契約方法及び請求方法

(1) 契約方法

基本料金（単価）及び電力量料金（単価）を定め、月ごとに契約電力及び使用電

力量に応じて料金を支払う単価契約とする。

(2) 請求方法

料金の請求は、月毎とし、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部総務課へ送付するものとする。その他の詳細は協議により決定する。

4 その他

(1) 力率は、契約期間中100パーセントを保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有しない。

(3) 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引または割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等を行う場合は当該地域のみなし小売電気事業者が定める電気供給条件によるものとする。

(4) 料金その他の計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

① 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

② 使用電力量の単価は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

③ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

④ 基本料金単価及び電力量料金単価は少数第2位までとして単価設定するものとする。

⑤ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円単位とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

⑥ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円単位とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電気量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに通知すること。

(6) 本件契約は、地方自治法234条の3に規定する長期継続契約とし、締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る匝瑳市横芝光町消防組合の歳出予算が減額又は削除された場合は、匝瑳市横芝光町消防組合は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(7) 本契約期間中における年間の実績使用料が予定電力に達しない場合でも料金の精算は行わない。

(8) 消費税率の改正が行われた場合は、法に基づき対応する。

(9) 電力供給に伴い必要となる申請等は受注者が代行し、申請等に係る旅費等の費用は受注者が負担するものとする。

(10) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。